

京都市消防局訓令甲第7号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防署組織規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市消防局長 井上 元次

第3条第2項中「、第二部及び第三部」を「及び第二部」に改める。

第4条第4項表消防課の項中「指導係長」を削り、同条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第5条第1項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条第5項を削り、同条第6項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第5項とする。

第7条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第8条第1項消防課の項第2号中「特殊消防用設備等」の右に「の維持管理」を加え、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 応急手当の普及啓発に関すること。

第10条第4項及び同条第5項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第11条第4項を削り、同条第5項中「、担当課長補佐」を削り、同項を同条第4項とする。

第12条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)